

## 地方公共団体の納付勧奨業務の民間委託等事例調査について

平成 20 年 10 月 31 日  
官民競争入札等監理委員会事務局

平成 20 年 7 月末から 9 月下旬にかけて、当事務局において、首都圏の 6 地方公共団体に、納付勧奨業務の民間委託等について、ヒアリングを行った。  
概要は以下のとおり。

### 1. ヒアリング対象地方公共団体名等

自治体名	地方税名等	契約の種類	受託事業者の業種
船橋市	市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税	委託契約	テレマ
三鷹市	市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税	委託契約	テレマ
柏市	市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税	派遣契約	サービサー
練馬区	特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、学童クラブ保育料、認可保育園保育料	派遣契約	サービサー
東久留米市	市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	委託契約	シルバー人材センター
府中市	市民税・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税	委託契約	シルバー人材センター

### 2. 納付額の増加等効果

各地方公共団体から、納付額の増加（ただし、納付勧奨業務の民間委託等による直接的な効果を明らかにすることは困難）、職員が滞納整理等に専念できる時間の増加、高齢者の社会参加等の効果が示された。

### 3. 弁護士法第 72 条（弁護士以外の請求行為禁止）に抵触しないための措置等 いずれの地方公共団体も納付勧奨（自主的納付の呼びかけ）に留めている。

### 4. 民間委託等を進めるにあたっての課題等

各地方公共団体から、派遣と委託（請負）との違いの明確化、派遣受入期間の制限（最長 3 年）の緩和、受託事業者の個人情報保護対策に対する客観的なレベルが確認可能な制度の構築等の課題等が示された。